



日本地域共生ヘルスケア学会誌

Journal of society for healthcare and community involvement

— 創刊号 —

健康・医療・介護の未来、エンドオブライフケアの向上をめざして



日本地域共生ヘルスケア学会

2022年3月

■ 目 次 ■

	ページ
「日本地域共生ヘルスケア学会誌」創刊号の発行にあたって……………	1
学会長 田端 和彦	
日本地域共生ヘルスケア学会誌の発刊を祝して……………	2
兵庫大学 学長 河野 真	
日本地域共生ヘルスケア学会誌の発刊を祝して……………	3
大手前大学 前学長 鳥越 皓之	
日本地域共生ヘルスケア学会 設立記念講演「死を背負って生きる」……………	4
淀川キリスト教病院 柏木 哲夫	
特別寄稿	
「地域共生ヘルスケア社会実現に向けて－ 聖徳太子の『十七条憲法』の『和』と『三宝』の精神の意味を考える」 兵庫大学看護学研究科 窪寺 俊之……………	9
日本地域共生ヘルスケア学会 第1回学術集会（報告）	
大会プログラム……………	22
シンポジウム報告	
シンポジウムⅠ. ……………	23
地域共生としてのスピリチュアルケア ～それぞれの立場から考えるスピリチュアルケアと多職種連携～ 報告書：大植 由佳（兵庫大学大学院看護学研究科） シンポジスト：大河内大博（浄土宗願生寺住職） 小幡 紀子（高砂市民病院副院長兼看護部局長） 若原 鉄平（高砂市民病院 緩和ケア病棟内科部長）	
シンポジウムⅡ. ……………	25
アジア諸国のグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア 報告書：大植 崇（兵庫大学大学院看護学研究科） シンポジスト：小笠原知枝（兵庫大学大学院看護学研究科） スパトラ・ブアティー（Mahasarakham University） ハミダ・ハサン（University Tunku Abdul Rahman） ヘブシバ・S・シャルミ（Chettinad College of Nursing）	



「日本地域共生ヘルスケア学会誌」 創刊号の発行にあたって

日本地域共生ヘルスケア学会
学会長 田端 和彦

1980年代の終わり、経済学の通読本にこんな漫画が載っていた。今は「メキシコの漁師とMBA持ちのアメリカ人」といったバリエーションも紹介もされているので、ご存じの方もいるかもしれない。話の筋はこうだ。南の島で現地の若者が昼寝している。それを見たアメリカのツアー客が、「どうして働かないのか」と詰問する。若者が「なぜ働くのか?」と問うと、ツアー客曰く「働いて金を貯めて家を買ひ、車を買うのだ。そしてバカンスは南の島で昼寝をする」。若者は一言「今の俺と一緒にだ」。

この話、働くことを揶揄するわけではない。マネーの本質を突く話である。米ソ冷戦の終了後、世界はグローバル経済というルールの下に置かれることになった。ツアー客はその象徴であり、南の島の若者はローカルルールだ。グローバルルールに従う限り、経済は成長し豊かになる。そして「黄金の拘束服」と称されるグローバル経済のルールが世界を席卷した。だがローカルルールに縛られ、そのルールに沿えない人々は、存在を無視されるか、あるいは抗うようにテロルに走り、1990年代以降、世界を恐怖に陥れた。グローバルルールのもたらす問題だが、冷戦後のルールは経済だけではない。

人権の尊重やそれに基づく人間の安全保障、社会開発を含めた開発の持続可能性、大量破壊兵器による相互確証破壊論の否定、人々の自由な往来とそれぞれの地での多様性の重視、それらを可能にする社会的包摂、法制度の平等な適用などが、21世紀のグローバルルールとして国連を中心に組み上げられ、各国に問いかけられてきた。だが、これらの実現にまだほど遠い。あつという間に普及したグローバル経済と比べ、遅々して進まないのには訳がある。経済では中国など明らかな成功例があり、実証可能であるが、もうひとつのルールは個々のストーリーを繋ぐ、いわばナラティブに依拠するからだ。エビデンスを重視する国家にあっては、ナラティブでの説得は難しい、ということかもしれない。

本誌が刊行される2022年3月、冷戦後の世界史を激動させる最中にある。ウクライナとロシアとの戦争である。経済のグローバルルールに従っていたはずの両国が戦火を交えたことは、国や民族に存するナラティブが、エビデンスを打ち壊したとも言え、また報じられる数々のできごとは、人間の安全保障や持続可能な開発、社会的包摂など世界で語り継ぐナラティブを破壊したことを意味する。

私たちは戦争に反対である。戦争は、生命や人権に支えられ、生きる力を生み出すヘルスケアと、多様性に基づく地域の共生の価値に反するからだ。研究者や実践者の集う日本地域共生ヘルスケア学会は、ヘルスケアと共生の価値に立脚し、人々や地域のナラティブを受け止め、研究によりエビデンスを提示することができる。ナラティブとエビデンスは、ヘルスケアの分野では既に馴染みある概念だからこそ可能である。そして、「日本地域共生ヘルスケア学会誌」はそれらを発信し、世界にこれらの価値を示す役割を負うだろう。

冒頭の話に戻ろう。この話は南の島の若者の、あるいはツアー客のバックボーンにあるナラティブを無視するため生じる矛盾でもある。今の若者はこういうかもしれない。「働いて金を貯めれば家を買えるエビデンスはあるの?」と。ツアー客は、自分自身が身を置いた社会のナラティブに基づく発言に過ぎなかったと気づく。それもいだろう。だが、共生やヘルスケアという21世紀の価値を誰もが共有できるようにする方が、それ以上に素晴らしい。ツアー客は微笑んで、若者の隣で昼寝をする絵で終わる。漫画にはならないけれど。

日本地域共生ヘルスケア学会誌の発刊を祝して

兵庫大学

学長 河野 真

本学では、平成18年に看護学科を開設し、以来、①少子高齢化への対応、②人権尊重を柱とした生活の質向上、③心身の健康、④社会貢献、の4点に対応する人材を養成してまいりました。また令和2年4月には、大学院看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）を開設いたしました。

大学院では、超高齢社会・多死社会で一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、看護学や関連領域における研究活動を通して得られた知識や能力を活用し、住民のQOL並びにQODD（Quality of Dying and Death）の改善を念頭に置いた看護を実践・研究する人材の育成を目指しています。大学院開設を契機として、日本地域共生ヘルスケア学会を設立し、学会誌を発刊する運びとなりましたが、これまで関係者の皆様方には、多大なるご理解とご支援を賜りましたことを感謝申し上げます。

さて現在、私たちは未曾有の少子高齢社会の中を生きています。高齢者人口が約3割を占める一方、生産年齢人口や出生数は毎年減少を続け、経済活動や社会保障制度の持続可能性に懸念が示されています。また、家族機能、地域社会における相互扶助機能の低下も指摘されています。

人々を支える仕組みとして、政策や制度はその時点での社会に対する最善策が選択されるはずですが、過去を振り返れば必ずしもそうはならず、また、絶対的な正解もおそらくは存在しません。国や自治体など立法・行政の責任主体が、全体にとっての最適解を考えることは重要です。しかし、こうしたことに加え、地域で共に暮らす私たちが協働して具体的な対応策を実践していくことやその意義について考察すること、より効果的な実践手法の開発に取り組むことが今、求められているのではないのでしょうか。

例えば、2025年問題への対応策の一つとして提唱された地域包括ケアシステムは、ボランティアやNPO、多様な住民団体の参画を伴いながら構築されてきました。公的サービスを補うことのみを目的として地域や住民を位置づけるのではなく、地域のために力を尽くし、地域と共生しようとする営みこそが、諸問題の解決の近道であると私たちは気付くはずです。現在世界的規模でその達成が目指されているSDGsの文脈においても、国や自治体といった公的部門のみならず、地域社会、住民、そして様々な専門職が担うべき役割は大きく、公私ミックスの好ましい在り方が追及されると思います。

日本地域共生ヘルスケア学会の対象は、保健医療福祉に関わるテーマに加え、社会科学的なアプローチが求められる領域を含み、多岐に亘ります。全ての人に訪れる「生病死」、また多くの人にとっての「老」に対して我々はどうのように向き合うべきか、そして課題に直面する人を支える側にとって必要なことは何か。課題解決に向け地域共生は、おそらく、欠くことのできない視座となります。また、そこでは、旧来の学術的な枠組みを超えた複眼的かつ横断的な議論と取組が進められるべきでしょう。本学会がこうした要請に応え、衆知を集める場になればと思います。

研究者、地域の医療、福祉に従事される方、行政関係者など、立場の異なる方々が集い、地域に根づき、地域と共に成長していく学会へと発展することを期待しております。

日本地域共生ヘルスケア学会誌の発刊を祝して

大手前大学

前学長 鳥越 皓之

兵庫大学における大学院博士後期課程の設置にともない、兵庫大学を中心にして、「日本地域共生ヘルスケア学会」が設立されたと伺った。それに合わせて、学会誌の発行を計画したという。学会および学会誌をたちあげるのは実にたいへんなことである。それが成就したのは関係諸氏による粘り強い努力の結果であろう。このような積極性あふれる会誌の創刊を心から祝福したい。

私は地域社会学者であるので、“地域共生”という用語が冠されると心躍るところがある。

現在、日本の各地で、“地域”に注目した活動が力強く展開されている。その理由はいくつかあるが、地域に愛着を示し、地元のために活動することに生きがいを感じる人たちが増えたのがひとつの理由であろう。

こうした人たちは、どちらかというと高度産業社会には懐疑的で、地域社会に住むひとりひとりの大切さに心を配っている人たちである。そのような人たちは、兵庫県においてはたとえば「ふれあい配食」といって、単に高齢者にお弁当を配るだけではなく、声掛けをすることなどでふれあいを意識している人たちである。また、「おもちゃ病院」といって、おもちゃの車など壊れた玩具を直すことで、子どもたちの笑顔を経験する。

このような地域で活動しているボランティアの人たち（高齢者が多い）について、私が指導している大学院生は、考察の中で「他人のために活動している高齢者たちは生きがいを得ることができるので、結果的に自分自身が健康になっている」と結論づけている。そうかもしれない。

また、佐賀県内の大学に勤務している私の教え子が「先生、驚きました」と言って次のような話をしてくれた。佐賀の山村では、お祭りの季節になると、神楽が催される。ドーン、ドーンと神社からの太鼓の音が聞こえ始めると、「いままで死ぬ寸前なのではないかと思えるほどに目を閉じて布団に横たわっていた年寄りが、突然目をさまし、目が生き生きとし始めた。それが、あくる日には、神社で笑顔で太鼓を叩いていた」という。そんなことはありえないだろうと、私は反論したが、「だから、驚いたんです」と更に反論された。

私たちが地域で共に生きること、すなわち地域で共生するという事実の底に、このようなしみじみとしたやさしさや力強さが地下水脈としてあるのだろう。

そもそも兵庫大学はこの地域共生ヘルスケアについて良い伝統をもっている。この雑誌の発行によって、地域に根づいた研究が一層深まると期待できよう。また、大手前大学の教員もこれに参加できるという。ありがたいことである。

「死を背負って生きる」

柏木 哲夫 先生

兵庫県出身。大阪府立北野高等学校を経て、1965年大阪大学医学部卒業。大阪大学精神神経科勤務。1969年ワシントン大学に留学。帰国後淀川キリスト教病院に精神神経科を開設、ターミナルケア 実践のためチームを結成。1984年にホスピスを開設、後副院長、ホスピス長を経て、93年大阪大学人間科学部教授。金城学院大学学長、学院長を経て淀川キリスト教病院理事長。

現在同院相談役、ホスピス財団理事長。



<はじめに>

ご丁寧なご紹介をありがとうございました。大切な会に呼んでいただいて、とても嬉しく思っております。どのような内容の話をさせていただくのが一番いいのかなといういろいろ考えたのですが、ずっとホスピスという働きにとりつかれたように一生懸命やってきていますので、やはり自分が一番興味と関心をもってやってきた分野のお話をさせていただくのがいいと思ひまして、「死を背負って生きる」という題をつけさせていただきました。

私はホスピスでは約2,500名の患者さんを看取りました。重い仕事です。看取りというのはやはり非常に重い仕事ですけれども、私自身、この2,500名の看取りから本当に貴重なことを患者さんやご家族から教えていただきました。

死に関しては、いろいろな人がいろいろなことを言っていますが、それぞれの体験、経験から出てくる言葉は非常に重要だと思っております。有名な小説家のサマセット・モームが、非常に、当た

り前のことですのでけれども面白い表現をしていますので、ちょっと紹介をしたいと思います。「この世には多くの統計があり、その中には数字のまやかさも存在する。しかし、絶対に間違いがない統計がある。それは、人間の死亡率は100%であるという統計である」というんですね。当たり前のことを言ってるんです。この世に生を受けた者は、ただ一人の例外もなく必ず死を迎えるという、そういう表現もできますけれども、彼は、人間の死亡率は100%であるという、そういう統計が間違いのない統計としてあるという、この表現の仕方が、さすが小説家だなと思います。

<死を背負って生きる>

多くの方の死を看取って、私自身が感じることは、死という現実です。生の延長上に死があるのではなくて、人は日々死を背負って生きていると思います。だいたいの方は生の延長上に死があると思う。私もそう思います。けれども現実には死を背負って生きているのです。一番典型的な例は、

災害ですね。私は阪神淡路大震災の時に、実は大きな揺れと共に本箱の下敷きになりました。死ぬのではと思いました。やっぱり私自身、死を背負ってるんだなという感覚が、その時に初めて現実として迫ってきたという体験をいたしました。一枚の紙の表を生とするとですね、裏には死というものが裏打ちされていると考えたほうが、現実に近いのではないかと。元気に病気もせずに生きている時は、この一枚の紙を自分自身だとしますと、生という字がちゃんと表にあるんですね。しかし、この紙が、毎日生きている時に横から風が吹いてくると、ふっと裏返る可能性がある。そうすると、裏側に死という字が裏打ちされている。それが現実ではないかと思えます。

死という現実

生の延長上に死があるのではなく、人は日々死を背負って生きている。一枚の紙の表を生とすると、裏には死が裏打ちされている

<人として生まれ人として生きる>

言葉とか字にこだわっていると、少し本質と関係するようない意味でのこじつけができます。その一つの例ですが、人生という字をじーっと見てみると、人として生きると見えてくる。もう一回見直すと、人として生まれるというふうにも見える。では人として生まれるというのはどういうことか、人として生きるというのはどういうことかと自分に問いかけることができる。そして自分なりに、それに対する答えを出すことができる。

その答え、こじつけかもわからないし、間違ってるかもわからないのですが、ちょっと自分で作りだした答えに、うん、これなかなか面白いじゃないのと、勝手な自己満足をすることができる。

人として生まれるというのは、人間は魂というものを持っているという意味であると思いま

す。私は今、スピリチュアルケア学会の理事長をしています。スピリチュアルケア学会のこのスピリチュアルという言葉は、あえて訳すと魂ということなんですね。スピリチュアルケアというのは魂のケアだと私は思っています。人として生まれる、他の動物ではなくて人として生まれるということは、魂をもつ存在として生まれるということではないかと。

それから、人生のもう一つの意味、それは人として生きるということ。人として生きるというのは、具体的には存在の意味を考えながら生きるということと、死を視野に入れて生きるということだと思います。私達どこかでやがて自分は死ぬということを、当然のこととして自分に言い聞かせる時がありますよね。よく末期の患者さんが、「先生、私何のために生きてるんでしょうか。」と存在の意味を考え出す。死を身近に感じはじめた時に、自分の存在の意味を人間というのは問い始めるということですね。このように、言葉にこだわって考えてみると、非常にいろんな広がりを経験することができるのです。

人生とは

人として生まれる
魂を持つ存在として生まれる
人として生きる
存在の意味を考えながら生きる
死を視野に入れて生きる

<人は生きてきたように死んでいく>

先へ進みます。これは、2,500名の看取りの経験から、私自身が紡ぎ出した言葉ですが、人は生きてきたように死んでいく。まわりに不平を言いながら生きてきた人は、我々スタッフにぶつぶつ不平を言いながら亡くなっていかれます。まわりに感謝して生きてきた人は、我々スタッフに感謝しながら亡くなっていかれます。生き様が死に様に見事に反映する。それはいろんな言い方があると



思いますけれども、人は生きてきたように死んでいくというのが私なりの表現です。

人は生きてきたように死んでいく

まわりに不平を言いながら生きてきた人は
スタッフに不平を言いながら、死んでいく

まわりに感謝をして生きてきた人は
スタッフに感謝しながら、亡くなっていく

<患者の共通の願い>

苦痛を取ってほしいということと、気持ちがわかってほしいということが、末期の患者さんの2大望みです。末期の患者さんの気持ちはどんな気持ちかという、つらい、悲しい、寂しい、やるせない、むなしい、はかないというような陰性感情です。感情には、陰性感情と陽性感情がありますね。末期の患者さんが陽性感情を持つというのは本当に少ないです。この陰性感情に対して理解的な態度を示していくということが、非常に大切です。陰性感情を表現する言葉を会話の中に入れるということが、とても大切になります。例えば、「そうですか、それはつらいですね」、「そうですか、悲しいですね」、「ほんとに、やるせないですね」。こういう言葉を、情を込めて患者さんに返していく。この「情を込めて」というのが非常に大切です。情がこもらないと効果は出ません。

<寄り添うための人間力>

寄り添うためには人間力がいります。その人間力とは、どんな人間力かという、私は10個ぐらいあると思います。これ全部を説明する時間的な余裕はないですけども、この中で一番大切なのは聴く力だと思います。そして、一番難しいのが、共感する力です。それから患者さんを受け入れる力ですね。思いやる力、これはあんまり説明いらんと思います。理解する力というのも大丈夫。

存在する力というのは、その患者さんのそばにしっかりと存在してあげるということですね。これらの中で一番大切なのは、しっかりと聴く力であるということ。これは、私の臨床の中から非常にはっきりと教えられたことです。

寄り添うために求められるもの人間力

1. 聴く力
2. 共感する力
3. 受け入れる力
4. 思いやる力
5. 理解する力
6. 耐える力
7. 引き受ける力
8. 寛容な力
9. 存在する力
10. ユーモアの力



<聞くと聴く>

日本語の漢字には面白さがあって、それは非常に私は大切だと思うんです。「聞く」と「聴く」の違いです。まず、「聞く」というのは耳だけしかないですね、「聞く」という字にはただ何となく聞くというニュアンスがあります。これは英語で言えばhearですね、それを訳したのが新聞の聞の「聞く」なんですね。ところが、この傾聴の聴の「聴く」というのは、耳だけではなくて心も入ってますよね。だから、耳と心を両方持っている。耳を心にしてとか、心を耳にしてとか、そういう意味ですね。英語で言えば、listenです。個人的な関心を

もってしっかりと聴く、それが傾聴の聴です。

<大切なユーモア>

ドイツのユーモアの定義、これは上智大学の故アルフォンス・デーケン先生に教えていただいたことですが、「にもかかわらず笑うこと」。本当はなかなか笑えるような状況ではないんだけど、そういう状況にもかかわらず笑うというのが、ユーモアの非常に大切な側面。私はこの2番目の定義が非常に好きなんです。「愛と思いやりの現実的な表現」です。それがユーモアであるということなんですね。愛と思いやりの現実的な表現ということに、後で私自身がちょっとした体験をお話しをします。

フランクが言っていることですが、「ユーモアというのは人間だけに与えられた、神的と言ってもいいほどの崇高な能力である」。動物にはユーモアはないんですね。私、ホスピスでユーモアの大切さというのを本当に知りました。小さな例です。食道がんの中年の女性の例を紹介したいと思います。47歳の家庭の主婦の方だったんですけど、食道がんの末期で入院をしてこられて、痛みがひどかったのですけど鎮痛剤がうまく効いて、痛みはだいぶ取れました。何が一番つらいかという、ものが喉を通らないんですね。水分は入るのですが、固形物が入らない。それってつらいんですね。何とか固形物が喉を通らないかと、私はすごく思っていました。ある日の回診の時に、「いかがですか？」って尋ねると、切なそうに「先生、ものが通らなくて…」という答えでした。その時にふっと頭に浮かんだ言葉がありました。このふっと浮かんだ言葉をそのままパッと出すと、ダジャレにしかならないんです。ところが一回飲み込んで、これはユーモアだぞと一回消化して出すと、それはユーモアになるんです。それを瞬間的に私やりました。どう言ったかという、「トロぐらいだったらトロトロと通るかもしれませんね」。すると患者さん、すごいことを言いました。「先生、私も一日トロトロ寝てないで、トロに挑戦しますかね」というふうに言ったんです。いやあ、この人すごい。そして、もっとすごい人が

聞くと聞くの違い

聞く：耳のみ、ただ何となく聞く

聴く：耳と心

(耳を心にして、心を耳にして)

個人的な関心をもってしっかりと聴く

<良き人生の三要素>

感謝、散らす、ユーモアが良き人生の三要素だと思っています。良き生と良き死ということ考えた時に、良き生ということについては、少し私の偏見と独断が入っているかもわかりません。まわりの人に感謝をして生きてきた人は、本当に、いい亡くなり方をされますね。先程、まわりに感謝をしてきた人は、我々に感謝をして亡くなるというふうに言いましたけども、感謝の人生を生きて来られた方々です。

それから2番目に散らす人生を生きられた方々は、良き死を迎えられるということです。散らす人生というのは、集める人生と反対の人生です。特にはっきりしているのが時間ですね。時間を自分のために使うか、人のために使うか。時間を集めるか散らすかによって、その人の人生というのは随分変わりますね。人のためにしっかりと時間を使える人、それを散らす人生と言っています。なんか自己中心的に自分のことを優先してしまう人生というのは、集める人生になってしまう。

3つ目のユーモアがある人生については、以下に述べます。

良き人生

感謝する人生

散らす人生

ユーモアがある人生



いるのですよ。我々のトロク話を聞いていたご主人。この極めつけは、「私はトロク亭主ですが、トロクぐらいなら買いに行きますよ」って。まあ爆笑しました。すぐ公設市場へ行って、本当に素晴らしい、高かったと思うんですが、3切れトロク買ってきました。トロトロと、2切れ入ったんです。奇跡でした。この話を、ある雑誌の対談で河合隼雄先生（もと文化庁の長官）にしました。先生はすぐに「とてもいい話ですね。是非まとめて、論文として発表してください。論文の題は、今、私が思いつきました。“ユーモアのセンスが食道の狭窄をトロクした貴重な一例”です。」と言われたのです。私は思わず、大笑いをしました。河合先生がすばらしいユーモアのセンスをお持ちであることは、よく存じあげていました。しかし、私の話を聞いてくださり、即座に的確な、面白いユーモアのセンスを披露して下さったことに感動しました。論文としてまとめることはしませんでした。ユーモアについて書いたり、話したりする時にはよく紹介させていただきます。

ドイツのユーモアの定義

(アルフONS・デーケン)
にもかかわらず笑うこと
愛と思いやりの現実的な表現

フランクの言葉

ユーモアは人間だけに与えられた、
神的と言ってもいいほどの崇高な
能力である。

<良き死とは 結びに代えて>

最後のスライドです。どういう死を良き死というのでしょうか。私は「苦しくない死」、「交わりのある死」、それから「平安な死」だと思えます。苦しくない死というのは、何の説明もいらさないですね。痛み、苦しみながら死を迎えるのは避けた

いと誰もが思います。ホスピスや緩和ケアの第一の仕事は苦痛のコントロールです。苦しくない死というのは、からだの問題ですね。これを二字で表現すると「安全」です。「交わりのある死」というのは、死を迎えつつある人のそばにいつも誰かが居て、患者さんとコミュニケーションを取ると言うということです。この交わりというのはコミュニケーションとか関わりとか人間関係とかそういう意味なんです。人と人との交わりというのは、こころに関係をします。こころが安らぐという、「安心」という言葉があります。最後に、「平安」な死。これは、からだでもない、こころでもない、たましいなんですね。たましいの平安です。安心と平安とはよく似ていますが、方向が違うんですね。交わり、コミュニケーションというのは横からくるわけです。家族が来てくれる。医師や看護師がそばに居てくれる。横からの安心ですね。平安というのはたましいにくるわけですから、上からくるわけです。それが神であったり仏であったり、何か絶対的な超自然的な力であったり、人によって違うでしょう。横からくるのではなくて、上からその人のたましいにくるのが平安です。苦しくない死、交わりのある死、平安な死。この3つがそろった時に、良き死というのが訪れるということですね。ホスピスでの仕事は、患者さん自身が苦しめないように、コミュニケーションを絶やさぬように、そしてできればたましいの平安がある平安な死を迎えていただきたい。良き死をしっかりと診ていきたい。そのために私達がすべきことをしっかりと考えていきたい。それがホスピスの仕事の中心になります。ご清聴ありがとうございました。

良き死

苦しくない死 (からだ)	安全
交わりのある死 (こころ)	安心
平安な死 (たましい)	平安

特別寄稿

「地域共生ヘルスケア社会実現に向けて— 聖徳太子の『十七条憲法』の『和』と『三宝』の精神の意味を考える」

キーワード：共生社会、多職種協働、官吏像、和、三宝

兵庫大学看護学研究科 窪寺 俊之

【1】はじめに

本稿の目的は、①「日本地域共生ヘルスケア学会設置の趣旨」を参考にして、②学会の目的実現に向けて日本の文化的遺産である聖徳太子の「和」と「三宝」の精神が示唆することを明らかにして、③「和」と「三宝」の精神が地域のヘルスケア・システムの構築にどのような貢献ができるかを明らかにしようとするのである。

日本のみならず先進国では人口減少によって経済、保健などが危機に陥っている。また、世界規模で資源の枯渇による経済、保健が持続不可能な世界になりつつある。このような地球規模での危機感を共有しながら、持続可能な保健、医療、福祉のシステムの構築を目指して日本地域共生ヘルスケア学会が立ち上がった¹⁾。

そこで本稿は、学会設立の趣旨を分析して学会が目指している目的を明らかにしながら、兵庫大学が貢献できることは何を考えることが目的である。本学会は幼い子から高齢者まですべての人が人間らしい生活ができる共生社会を目指しているが、その実現には課題がある。どのような課題があるかを聖徳太子の「十七条憲法」を分析して明らかにしたい²⁾。この憲法的一条に「和を以って貴と為す」と二条の「三宝」に帰依するとあるが、この二つの言葉の意味に注目しながら今日的課題解決の道を探ってみたい。

全ての年齢の人の共生社会実現には保健、医療、福祉の連携のシステム作りが求められる。それに加えて地域が持つ自然、伝統、文化などの遺産を生かすことも重要である。そこで本稿では地域との連携を兵庫大学が柱としている聖徳太子の「十七条憲法」が示していることを明らかにしながら、「十七条憲法」の一条「和を以って貴と為す」と二条「三宝に帰りまつらずば、何を以ってか枉(まが)れるを直さん」の精神に注目して共生社会実現のために本校がどんな貢献ができるかを明らかにする。

【2】共生社会の実現に向けて

(1) 日本地域共生ヘルスケア学会のホームページに学会設置の趣旨が次のように記されてある³⁾。以下引用する。

「近年、わが国は、出生数約90万人に対して死亡数が約170万人まで増加し、人口構成の変化による新たな健康課題が生じています。それらを背景に、団塊世代のみでなく、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年までを展望した取り組みが必要とされています。超高齢社会の先頭を走るわが国ですが、医療の発展と少子化進展は、他の先進国や中国などとも共通する事象であり、近い将来、多くの国が超高齢社会に突入し、すなわち超高齢社会は、グローバルなテーマとなるといわれています。

超高齢社会における基本的目標のひとつは、高



年齢が人としての尊厳をもち、QOL (Quality of Life) の向上を図りつつ、その人らしく、住み慣れた地域で、関わりあう人々と共に支え合い、持てる力を生かす、すなわち地域共生社会の中であって暮らしていくことです。それらを実現するためには、健康寿命に関連する生活習慣の改善、緩和ケアの質の向上など臨床研究はもちろんのこと、保健医療福祉サービス、地域での感染症対策、多職種協働および住民参加型の取り組み、政策決定プロセスなど社会科学的な研究が求められています。そして研究者のみでなく地域での実践者、行政関係者からのフィードバックも含めた幅広いアプローチにより、全ての世代に共有される持続的な地域共生社会を構築することが必要です。

このように、グローバルにつながるテーマを、同時にローカルを基礎とする多様で複雑なニーズと資源を捉えつつ研究するためには、領域や職種(保健、医療、福祉など)の枠を超えた、多角的かつ横断的な取り組みによる新たな知の創造が必要になります。先進国や連なる国々における「地域住民の生活とサービスの質の向上」の追及は、「ヘルスプロモーション」(1986年オタワ憲章)の理念に基づく幅広いヘルスケア活動と位置付けることも可能でしょう。」

(2) 日本地域共生ヘルスケア学会設置の趣旨のポイント

この学会の趣旨に込められた意図のポイントをまとめると次のようになる。

- ① 人口減少と予測される医療提供の困難
- ② 超高齢化社会の到来
- ③ 高齢者の生活の保障(その人らしさ、尊厳、QOL、地域で生きる、共に支えあう、持てる力を生かす)
- ④ 保健、医療、福祉の協働の必要性
- ⑤ 多職種の専門家と住民参加(専門家、実践家、行政機関の参加、そして住民参加)で考える
- ⑥ グローバルなテーマをローカルに考える(多角的問題意識と資源提供の横断的意識)

- ⑦ 資源の掘り起こしと活用
- ⑧ 持続的な地域共生社会構築を目指す

この学会の目標は、地域の持つ人的・歴史的・自然的・文化的遺産を見出しながら有効活用して持続可能なヘルスケアの行き届いた共生社会の構築である。それは自分たちが持つ地域の自然、歴史、文化的な資源を見つけ出して健康に生きる未来の共生社会の構築に生かすことを学際的に研究することである。

(3) 共生社会のヘルスシステム構築の課題

地域共生社会の構築での鍵になるのは、情報の共有である。垣根なく情報が共有されることで地域住民の健康の維持に貢献できる。ここでは三つの点に触れてみたい。その後、兵庫大学の貢献の可能性を考えたい。

1) ネットワークの構築

多職種の専門家が持つ知識、技術、経験を整理して互いに利用できるようなシステムの構築が求められる。各専門分野には目的、方法、理論があって互いに対立することがある。そこで互いに衝突しないように調整し、かつ、互いが補い合う建設的関係を作る必要も出てくる。そこで総合的、鳥瞰的視点に立ったネットワークが求められる。

2) 資源の有効活用

保健、医療、福祉に費やす資源は無限ではない。現在ある資源をいかに有効に活用し、必要な人にサービスを提供できるかが大きな課題になる。そこで大切になるのは、必要な人にサービスが提供されること、また、公平性が担保されることである。

3) 資源の掘り起こし

必要な人に必要なサービスが提供されるためには、多角的に資源を掘り起こして、ヘルスケアに役立てることが不可欠である。新しい視点から資源の発掘することで新しいヘルスケアが可能になると考えられる。地域が持つ自然、伝統、文化を積極的に取り入れることが必要になる。



(4) 兵庫大学の資源

兵庫大学は、高度な学際的知識と技術をもち、かつ浄土真宗系教育機関である。大学のモットーは聖徳太子の十七条憲法的一条「和を以て貴しと為す」があげられている。聖徳太子のこの言葉は仏教系学校ではしばしば引用されて校訓としても用いられている⁴⁾。人々の心の中で1400年間生き続けてきた言葉を歴史的遺産として受け止めて共生社会形成に生かすことができると考える。特に、聖徳太子の「和」と「三宝」に注目してその役割を明らかにしたい。

【3】聖徳太子が直面した官吏の問題

太子は蘇我氏、物部氏が勢力争いする世を改めて天皇を中心とする中央集権国家を目指した。聖徳太子は新しい国家の建設という大目的を負っていた。推古天皇の摂政として、官吏たちに国家建設の力として働くことを願った。そのために603年「冠位十二階位」を作って自分の努力によって階位が昇進する制度を作っている。坂本太郎は、「朝廷の政務が多様化し、官司的なものが芽生えてきたこの時代には官人としての個人の功過を取り上げてその位次を定めることは、個人の忠勤を励まし、朝廷の秩序を正す意味を持つ」と述べている⁵⁾。にもかかわらず国家建設を担う官吏たちの執務態度は全く整っていなかった。「十七条憲法(604年)」から見える官吏の執務態度は太子の期待とは大きく違っていた。この憲法の条文を詳しく分析することから見える官吏の姿を見てみよう。

第1条：心を十分鍛えられている官吏は少ない。

「達れる者少なし」「忤ろう(さからう)こと無きを宗と為せ」とは、大和朝廷の群臣が上の者の指示や命令に従わず抵抗したり反対したりすることを指していると推察できる。石井公成は「事」は天皇の後継者選別に深く関わる用語であるという⁶⁾。そうなると群臣たちが天皇の後継者について自分に有利になるように意見を主張して国家体制に混乱が起きることを恐れたと推測できる。「君父に順(したが)わず隣里に違う」とは君

(天皇)や群臣(官吏)や父(両親)の命令に反対して組織内に意見対立や争いが起きたことが推測できる。対立、争い、不従順が広がる危機感を読み取ることができる。太子が官吏たちに全幅の信頼をおけなかった危機感や警戒感がこの条文から見て取れる。

第2条：枉(ま)がった官吏

「枉れるを直さん」とある。「枉れる」は単に間違っているという表面的なことではなく、本質的に悪意がこめられた言葉である。辞書では「道理をおしまげる」「罪をむりやりおしつけた」とある⁷⁾。「手の施し用のない程に曲がっている」ことを指していると考えべきである。「枉れる」には「本人の心根の狂った状態」の意味が表現されている。このような心根が「枉れる」人が官吏に居たことがわかる。

第3条：詔りを喜ばず、従わない官吏

「詔を承りては、必ず謹め」とある。詔り(みことのり)とは、君(天皇)からの命令である。天皇の「詔」に従おうとしない群臣(官吏)がいたことが推察できる。このようなことから国家の秩序を壊し、国家の破壊者になる官吏がいたと見て取れる。太子は群臣(官吏)に非常に警戒感や危機感を持ったと想像できる。

第4条：秩序を守らない官吏

「群卿百寮、礼を持って本とせよ」とある。この条は郡卿百寮が礼(秩序)を守ることがを勧めている。ここから君臣民の間に礼(秩序)がしっかりと守られていなかったことが見える。この文言から理想国家の実現には秩序が守られるべきという強い意志が見えるが、同時に、礼(秩序)を乱す官吏がいることへの警戒感や危機感を持っていたと推測できる。

第5条：饕(むさぼり)(貪=むさぼりの心)賄を求める官吏

「饕を経ち欲を棄てて明らかに訴訟を弁めよ」



とある。訴える者に便利を計って利をむさぼる官吏がいたのだろう。それも「其れ百姓の訟は一日に千事あり」とあり、民の間に訴訟問題が多発していた事情が見える。ところが裁判が官吏の私欲によって行われるために、民には混乱と不満があったのだろう。賄賂をもらって裁判を有利に計らうのは裁判官(官吏)の最も恥すべき姿である。正義感もモラルも欠ける官吏が裁判をしたことは、太子の心を悩ませただろうし、国家の衰亡の危機感になっていたと想像できる。

第6条：諂い・詐き・佞りの横行

「それかくの如き人は、皆君に忠なく民に仁なし。」とあり、官吏の職場の様子を具体的に表した条文である。「悪を見ては必ず匡すべし」とあり、続けて「諂う(へつらう)」「詐く(あざむく)」「佞ねる(おもねる)」「媚びる(こびる)」「上に忠なし」「下に仁なし(思いやりがない)」「下の過を説き」「上の失を誹謗する」と厳しい文言が重ねられている。官吏の執務の仕方、生き方の酷い乱れ、官吏間の不信関係がよく見える。

第7条：奸者たち

「奸者(かんじゃ)、官を有つとき、禍乱しすなわち繁し」とある。

この条文は適材適所の人事配置をすることを勧めている。「奸者」とは、「心のねじけたもの」⁸⁾で「奸者」が公職に着くことで公務が滞ることがあったと推測できる。このような奸者の適所を探すことは非常に難しかったと推測できる。にもかかわらず、奸者のためにも適所を探すことに心を裂くことを勧めているこの条文は、奸者が確かに居たことを証明する条文である。

第8条：意欲のない官吏

この条文は官吏の勤務状況の悪さを正そうとする内容である。「群卿百寮、早く朝り晏く退でよ」とあり、勤務意欲のない官吏が居て困っていたことが推測できる条文である。官吏の中には朝遅く登廷し、早く退出するものがいたと想像できる。

そのために必要な業務さえ終わらず困る状況が起きていた。決められた仕事さえしようとし無い無責任な官吏がいたことでは太子の嘆きが聞こえてくるような気がする。

第9条：信頼関係の欠如

「群臣共に信あるとき、何事か成らざらん」とある。このような条文が書かれたのは、官吏間に信頼関係が欠けていた事実があったからである。この憲法が制定された時点では、朝廷の力が弱く、群臣をまとめ切れなかったことが推測できる。官吏たち間に信頼がなく身勝手に振る舞っている者がいたのであろう。

第10条：怒り、腹を立てる

「人の違を怒らざれ」とあるが、意見の違いから感情的に怒ることを戒めている。官吏が職場で同僚たちと意見が異なって言い争い激しく罵り合うことがあったと推察される。互いに自分が正しいと言い張り、相手を愚か者にし、自分を偉い者とすることが起きていたのであろう。忍耐がなく互いを非難するだけで自分が「凡夫」であることに気付かない官吏に太子は失望したのではないだろうか。

第11条：倫理観の欠如

「事を執る群卿宜しく賞罰を明らかにすべし」と語られていることから、群臣の執務態度の評価が正当に行われていなかったと推測できる。この憲法ができる一年前に「冠位十二階」(603年)ができて、官吏たちの能力や努力が評価されていたであろう。しかし、賞罰の与え方が正しく行われず、功績のない者に賞が与えられたり、その反対もあっただろう。功績の評価が賄賂によって左右されていたことが想像できる。このような状況の背後には、倫理観の欠如と同時に官吏の人間性に問題があったと想像できる。官吏は執務ができる人材であることはもちろんのこと、仕事を任せられる倫理観、正義観をもっている人であって欲しかっただろう。



第12條：国司・国造りの権力濫用

「国司・国造は百姓より斂めとることなかれ」とあるが、国司・国造などと呼ばれる地方官吏が地方の民から税金を取り立てていたのだろう。民は君主である天皇と地方官吏への二重の税金を払わされていたようである。地方の官吏が民から税を取ることは権力濫用である。「なんぞ取えて公とともに百姓より賦(おさ)め斂(と)らん」の意は、二重に税を取ることは、決して許されないと戒めている。

第13條：組織感覚の欠如

「もろもろの官に任ずるものは、同じ職掌を知れ」とあるように官吏は職場で同僚の仕事にも通じて仕事をするのが勧められている。職場では自分の職務にしか関心がなく、他人は我関せずという自分主義が横行していたと推測できる。自分本位の仕事の仕方では組織感覚が欠けていたことが読み取れる。職場には自己主義、自己中心の人たちが寄せ集められていたために共同体感覚に欠けていたことも想像できる。同僚が病になったり、外出(個人の要件ではなく天皇や上司の命を受けてのことと推察できる)してしばらく業務を離れている間、同僚の仕事を代わってする人がいなかったのである。同僚への協働意識が欠けていて業務が滞ったのだろう。

第14條：羨む(職場環境の悪化)

「群臣百寮嫉妬あることなかれ」とあり、官吏の多くは同僚たちの知識の多さや才能の豊かさを羨むことが多かったことが見て取れる。603年に「冠位十二階」が出て氏姓から個人の能力重視に変わった。そのことで起きた弊害が知識や能力のある個人への嫉妬という現象かもしれない。氏姓制度では出生への嫉妬があったかもしれないが、個人の知識や能力への嫉妬はなかったであろう。「嫉妬の患い、その極り知らず」とあり、嫉妬は界限がないとあるから、当時、嫉妬が蔓延していたと推察できる。官吏同士が力を合わせて執務にあたるべきことを忘れて、嫉妬が原因で争い、分裂、

いがみ合いが起きていたことが想像できる。他人の出世や成功を嫉妬する官吏は、陰惨なことをして人を陥れることもあったかもしれない。

第15條：嫉妬(ねたむ)、嫉む、

「私に背いて公に向うは是れ臣の道なり」とあり、官吏は私的なことは二の次にして国家のことを優先すべきだという。実際には私的なことに時間と労力を費やす官吏が多く居たのだろう。「およそ人私有らば必ず恨みあり、憾み有るとき必ず同せず」とあり、官吏同士の嫉妬が大きな問題になっていたことがわかる。「憾み(うらみ)起きるときは則制に違い、法を害う」とあるように、規則は破ぶられ、法律に違反する人が出てくる。太子には嫉妬心の強い人がいつ争いを起こすかと心配していたと推察できる。

第16條：民への不理解

「民を使うに時がある」とあり、官吏が民の事情を理解せず私的に労働に使ったことがわかる。民は、官吏のための労働に駆り出されるために、農業や養蚕に従事する余裕がなくなるような苦しい事態が起きたことが推測される。「それ農せずば何をか食らわん。桑とらずば何をか服ん」とあるから、民の中には食物や着物に困る事態が起きて不満が出ていたのではないだろうか。官吏たちが民の事情を十分理解せず私欲を満たそうとする様子が推測される。民の事情に思いやれない官吏に太子は失望していたと想像できる。

第17條：協議して決断すべし

「それ事はひとり断むべからず。かならず衆ともどもに論うべし」とあり、重要な事柄を独断で決定する者がいたことが推測できる。皆んなで協議しないために誤った結論になり、重大な失敗が起きたことが推測できる。官吏たちが自分の私利私欲を優先して独断で判断する現実が見て取れる。太子が取えて官吏たちに互いに議論して結論を出すことを命じている背後には、このような事例が頻繁に起きていたからであろう。



まとめ

以上、各条文を概観したように官吏たちの執務態度は酷かった。聖徳太子は朝廷での官吏（群臣）たちの怠慢、権限の乱用、私利私欲に囚われた生き方や、更に天皇の詔の軽視などを見て、天皇中心の国家形成に危機感を持ったと想像できる。官吏の職務意欲を動機づけるために、603年「冠位十二階」を設定し、604年には「十七条憲法」を制定した。しかし、官吏の倫理観を直し職務態度を正すために太子は執務態度が悪いのを見ただけでなしに、官吏の心の状態にまで踏み込んでいる。嫉妬、恨み、賄賂、賂をとる心に太子は最大の問題を感じたと想像できる。官吏の心根に問題があると認識している。さらに、条文から推測できるのは、当時、朝廷の権威、権限が弱かったと見て取れる。家永三郎は「氏姓階級が土地人民を世襲的に支配収奪しオホキミは増加しつつあるが、なお僅少の直轄土地民を除けば氏姓階級の上に立つのみで人民との間接の支配被支配の関係しか有しないという状況」であったと述べている⁹⁾。官吏たちの怠慢、天皇の詔の軽視、氏の権限濫用などは、朝廷の権威が弱く、朝廷の存亡にも関わる危機感があったと想像できる。「十七条憲法」には危機感と朝廷の権威を強めようとする強い意志が働いている。

【4】「和を以って貴と為す」の精神

太子が「十七条憲法」で「和」に込めた意味は何か
1) 「和」の必要性

一条に「和を以って貴と為す。忤うことなきを宗とせよ。人みな党あり。」「君父に順わず。また郷里に違う」とある。ここから群臣、氏族が群れを成して争っていたことが伺い知れる。「党」は党派を作ることで勢力争いをするのである。「君父に順わず」とあることから天皇の命令にも順わないで、群臣・官吏がいたことが推測できる。太子が「和」に込めた思いは、互いに争わないこと、天皇の詔に従う秩序ある社会が目指されている。太子は天皇を中心に「和する」こと、一致すること、協力することを強調している「忤うこと

なき」とあることから争うことで社会が混乱することが危惧されていた。新しい国家形成には官吏の力を結集することが不可欠であった。官吏たちの勢力争いが酷かったことを推測できる。互いに権力争いせず、協力し合うことが勧められている。家永三郎は、「和」を仏教思想の文脈で解釈している。「『和』の思想も、むしろ僧宝の和合の精神であり、『無忤』もその和合のための慈悲矜哀による無諍とする仏家の解釈のほうが適切である」と述べている¹⁰⁾。

2) 積極的協力

十三条には「もろもろの官に任せる者、同じ職掌を知れ。あるいは病し、あるいは使して事を闕（おこた）ることあらん。しかれども知ることを得る日には和うことむかしより（曾（かつて））識（し）れるがごとくせよ。」とある。「同じ職掌を知れ」とは、職場の同僚の仕事にも理解と協力をせよとの意味である。太子の「和」には「協力し合う」との意味が含まれているように見える。ここでの「和」について、中村元は「人と和してその職務につきあたかもずっとおたがいに協力していたかのごとくにせよ」と訳している¹¹⁾。この中村の解釈は職場での官吏が仕事上で協力し合いながら業務が停滞しないようにすることが期待されていたとしている。仕事が滞らずにスムーズに行くには「和」の精神が必要だったと考えられる。ここでは「和」は官吏が互いに積極的な協力をすることを促していると解釈できる。この解釈は「それ与り聞かずということをもって、公務を妨げそ」とあることとも共通する。当時の職場では官吏が互いの仕事に無関心であったようである。そのために仕事が滞ってしまっていた。太子は「和」の中に互いに仕事を理解し、積極的協力し合うことで職務が滞らないようにすることを促していると解釈できる。病や公務のために職場を離れる人もいても、公務が妨げられないようにせよとの意味である。そこに「和」の精神が必要だという。



3) 泰平国家建設

太子が「大和朝廷」の建設を目指していたことを考えると「和」に込められてものは「泰平国家」が想定される。つまり、個人のレベルでの協力を超えて国家の安寧を求めているのである。天皇中心の泰平国家とは、官吏も民も協力し合って建て上げる国家である。

一条に「君父に順わず。また郷里に違う」とあることは、君父に順い、隣里の人と平和に過ごすことが目指されていた。四条「群卿百寮、礼をもって本とせよ。」とあることから礼法（秩序）を重んじられる国家が求められている。六条「これらの人はみな君に忠なく、民に仁なし。これ大乱の本なり」とあり、天皇への忠義と民への仁（愛）が主導する国家像が見て取れる。七条「これによりて国家永久にして社稷危うからず」とあり、賢明な人が世のために働くと国家は泰平となり、永久に栄えると言っている。十一条「功過を明らかに察し、賞罰かならず当てよ」とあり、功過（寇寺注：功罪）で賞罰が与えられずに賄賂で賞が与えられていたようである。太子は正義や秩序が保たれる社会を目指していたことがわかる。十二条「国司・国造・百姓に斂めるとることなかれ」とある。税が不当に国司・国造によって民に課せられていた。ここにも社会制度や秩序がしっかりと守られている社会が目指されていたことが推測できる。十五条「憾み起るときは制に違い、法を害る」とあり、憾みが高じると制度も法も無視することが起きるのを戒めている。ここに「制」と「法」が記されていることから、制度や秩序がしっかりと守られる社会が目指されていることがわかる。十七条「それ事はひとり断むべからず。かならず衆とともに論うべし」と独断でことをせず、みんなと議論して判断せよとある。ここには独断で決められたことで弊害があったと想像できる。太子は協議して判断することを求めているが、不公平でない国家形成を目指していたことがわかる。

以上、「群臣の勢力争いをやめること」「職場で

の協力関係を促すこと」「天皇中心の泰平国家建設」の3つの意味が推測できる。この3つの意味は、「共生社会」形成を考えるとときのキーワードになるのではないだろうか。

共生社会を構成する人間は私たちのような凡人である。欲、我、自己中心な人間であり、私利私欲を求める人間である。このような人間集団がみんなの違いをもちながら共に生きる社会を作るには何が求められるのだろうか。「十七条憲法」から私たちは「和」の精神の大切さを学ぶことができる。

【5】「三宝に帰りまつらずは」の精神

(1) 人間の根源的問題

聖徳太子が直面した人間の根源的問題は、官吏たちの枉った心である。官吏たちが力を合わせて協力することができない。その枉った心が人を嫉妬させ、仕事への怠慢や人から賂を常習的に取ることをし、私利を求めて職権乱用を行わせていた。太子は天皇中心の中央集権国家の建設を目指して制度を整え始めた。同時に信頼して仕事を任せられる官吏を得る必要があった。しかし、実務能力と倫理性・人間性の整った官吏を見つけられないことに太子の頭を悩ませた。

(2) 礼の限界

「十七条憲法」の根底には礼の思想が流れている。坂本太郎は「憲法を支えた思想には儒教・法家・仏教などの混在することは、何ひとつも指摘する所であるが、中でも儒教思想はもっとも卓越して存在する」と述べている¹²⁾。家永三郎は「特に儒教・法家・道家などの典籍」の影響が強いと述べている¹³⁾。坂本も家永も「」十七条憲法」の基本に儒教思想があることには同意している。四条に「群卿百寮、礼をもって本とせよ。それ民を治むる本は、かならず礼にあり。上、礼なきときは、下斉らず。下、礼なきときは、かならず罪あり」とあることからわかる。しかし太子は礼を徹底しても人間の根源的負の性格は直せないを見抜いていた。太子はそこに「礼」の限界を見たのである。「礼」は



生活を円滑にするために守るべき作法であるが、人間の欲や私利私欲に走る心を直せるものではない。個人の魂の悪性、罪の心根の問題に「礼」は関わらない。また、人生の意味や目的という実存的問題にも関わらない。

「礼」は目に見える態度、儀礼にしか関わらない。個人内面にある悪や欲、更に内的苦悩には触れないのである。

(3)「三宝」に帰りまつる

1) 聖徳太子の時代の価値観は、儒教や法家が担っていたと言われている。坂本は「国家はしかし、それだけではなく、もとより人倫の規範が仏教精神によって支えられようとしている勢いを見通すべきではあるまい」と述べている¹⁴⁾。太子は「礼」の限界を見て、官吏の枉った心を直すものを探す必要があった。太子は「三宝」に帰依することに解決の道を見出した。「すなわち四生の終帰、万国の極宗なり、いずれの世、いずれの人か、この法を貴ばざらん」とある。三宝を貴ばないで直くなれないと強調している。「三宝」は全ての人が頼るべきよりどころであり生命の根拠となるものだと言っている。太子は礼の大切さを認識しながらも、人間の心根を正すものは「三宝」だと言っている。

2) では、「三宝」とは何を意味しているのか。「仏法僧」の意味であると言うが、この説明ではその意味が十分明らかにならない。「三宝」の意味を明らかにするには、次の二つの言葉を比較することが有益である。一つは「能く教うれば従う」、もう一つは「篤く三宝を敬え」「三宝に帰る」という使い方の違いである。前者は丁寧に「教える」とあるが、後者は「三宝」を「敬い」「帰す」とある。「教うるをもって従う」とは、教育的指導を言っているが、「教られる」ことで人は上司に従うようになるという意味である。しかし、人間は教えられても、頭で理解しても、それでその人の生き方や人格が変わり、正直で正義感に溢れる人間になるわけではない。知識は理解し分かることであるが、心根を変えるものではない。それに対して「三宝」の

「敬え」「帰依する」は全く異なっている。「三宝」は仏を心から崇敬し、帰依し、その法に習い、その心を生きることである。教育的指導ではなく宗教的信仰の問題であり、意志的決断が求められている。「崇敬」も「帰依」も主体的決断的行為で結果に責任を持つ行為である。自分の意思で決断する主体的行為が、本人を精神的に生まれ変わらせる原点になる。

3) 「帰依」のもう一つの特徴は自分を仏に投げ出すことである。投げ出すとは、自分の願望や欲望を捨てて、仏の意思を自分の内に迎えることである。仏に自分を投げ出すことで、自分の内で仏が主人となる。それが本当に人間が変わることである。太子は「三宝に帰りまつらば何を以て枉れるを直へん」と言ったのは、官吏たちの生き方が変わる唯一の道は「三宝」だと言っている。仏の道を求め仏の生命を生きる者となるのである。争いをやめ、私利私欲を捨て、互いに助けあう官吏となることを目指していた。太子が「三宝」に基盤をもつ精神性の高い国家建設を望んでいたことを知ることができる。

4) 太子はどこまで仏教を憲法に入れようとしたのだろうか。家永三郎は「憲法十七条は、どこまでも朝廷の臣僚に示した政治的規範であって、個人的修徳や魂の救済を論じた著作ではなく、仏教もここでは為政者の公的行為を規正する政治道徳として援用された色彩が濃い」と述べている¹⁵⁾。この家永の指摘の通り「三宝」により官吏たちの執務状況や倫理性を正そうとしたことは明らかである。太子は摂政として、国家建設のために働く官吏の倫理性を高めようとしたものである。しかし、太子は外面的行為を超えた内的変革を求めたと理解できる。官吏の自己中心、権力濫用、嫉妬や恨みに本質的問題を見た太子は個人の内面的変革を願わずにはいられなかったと理解できる。だからといって、それが宗教を押し付けるものではなかったであろう。つまり宗教的救済を官吏に求めたとは思えないが、少なくとも官吏の宗教へ



の関心を喚起して倫理的基準にすることを望んだのではないだろうか。官吏たちが目指すべきは単なる「礼」が示す外面的行為だけではなく、官吏の内面的倫理観、精神性が仏法僧に生きるものに近づくことを願ったと考えられる。

5) 太子は603年に「冠位十二階」を制定したのは過去の氏族制度の弊害を断ち切って本人の能力と功績で昇進する道を開くためである。つまり603年に「冠位十二階」を制定したことで、過去の氏族制度の弊害を断ち切り本人の能力と功績で昇進する道を開いた。604年に「憲法十七条」を制定して賄賂や私利私欲を断ち切って新しい国家のために主体的で自主的に働く官吏を生み出すための道を開いた。国家形成のために「三宝を敬い帰ることで」、自分から主体的、自主的に新しい国家建設に加わる覚悟をもつ人間が生まれることを願ったのである。

【6】地域共生ヘルスケア社会実現の課題

(1) 患者の希望

終末期患者がどのような終末期を迎えたいと願っているのか。宮下光令と平山英幸は次のような調査を行なった。「緩和ケアチームの質の向上に関する取り組み－患者報告型アウトカムを用いた緩和ケアチーム介入の評価に関する多施設パイロットスタディ」である¹⁶⁾。その結果、宮下らは8つのカテゴリーに分類して、精神的/スピリチュアルな苦痛をあげている。

- ①身体/薬剤⇒痛み、倦怠感、便秘、食欲低下など
- ②精神的/スピリチュアル⇒不安、抑うつ、スピリチュアルな問題
- ③がんの診断/治療⇒診断・治療に関する理解と解釈、抗がん剤治療の副作用に対する不安や心配
- ④社会的問題⇒経済・社会復帰に関わる問題
- ⑤家族の問題⇒不安・抑うつ・悲嘆・精神的負担など
- ⑥療養場所の問題
- ⑦倫理的問題
- ⑧今後に備えた関係づくり

この調査では「不安・抑うつ・悲嘆・気持ちのつらさ」を挙げた人は、30%の人がいた。それに対して「スピリチュアルな問題」は僅か3.8%であった。

欧米の調査ではほとんどの人がスピリチュアルケアを望んでいる。WHOの専門委員会報告書804号では患者がスピリチュアルケアを受ける権利があると明言している¹⁷⁾。宮下らの調査ではスピリチュアルな問題は、僅かしか表明されていないが、宗教文化の希薄な日本では心理的要因とスピリチュアルな要因が明確に定義されず、スピリチュアルな要因が心理的要因に隠れていると解釈できる。そう解釈すると、スピリチュアルケアの必要性は無視できない。

(2) 患者の希望を叶える課題(協働の必要性－患者・利用者のニーズの多様性)

患者、利用者の必要の多様性に応えるには専門職間の協働が不可欠である。患者、利用者の性差、年齢差、文化的差、経済的差、家族関係、学歴、価値観、など様々な要因がある。これらの必要に応えるには、多様な専門家の協働が不可欠である。

患者・利用者のニーズは身体的、心理的、社会的、家庭的、宗教的など多様である。この多様なニーズに応えるには、多職種の専門家の協働システムの構築が求められる。

(3) 協働の困難性－多職種のチームワーク

1) しかし、それぞれの専門家には専門に伴う領域、活動範囲、研究方法、視点、文化がある。そこで他の職種を理解し、受け入れることには困難が伴う。自分の領域の壁を破って他職種の人と協力することを意図的にする意志が求められる。まず、他の人たちと一緒に仕事をするという協働の意義、ケアの目標意識が必要になる。そこで相手への尊敬や自己の領域や方法論を絶対化して他を排除しない謙遜さが必要になる。

2) 患者や利用者は病いを負っていたり、高齢で自立が困難になり精神的、社会的自立も失われて



いることが多い。そのような患者・利用者に向き合うヘルスケアは優しさ、思いやり、共感性が求められる。単に専門的知識や経験だけではなく、提供者自身の人間性が求められる。

【7】兵庫大学のケアへの貢献

兵庫大学が地域の患者の医療や介護を支えようとする際、兵庫大学ができる貢献は何だろうか。兵庫大学の二つの特徴が挙げられる。①教育機関の高度の知識と技術での貢献と、②宗教立大学としての貢献である。大学の教育機関として持つ知的・技術的資源はケア提供者たちを育て、かつケア(支援)する力となる。また、患者や利用者の死の不安、生きる目的の喪失、罪責感の問題に精神的・スピリチュアルな援助を与えることができる。すでに見たように本学が掲げる聖徳太子の「十七条憲法」の中心的理念である「和」と二条の「三宝」の精神が大きな意味を発揮する。

すでに見たようにこの憲法的一条で示されている「和」の精神は、平和、和解、協力、和合などの意味である。さらに、二条で「三宝」仏法僧を強く強調した。そこで次に「和」と「三宝」について、地域共生ヘルスケア社会形成の視点からどんな貢献が可能になるかを考えてみたい。

(1) 「和」の精神を生かす

1) 患者・利用者へ仕える心

兵庫大学のホームページに次のようにある。「建学の精神は聖徳太子の十七条憲法に示された「和」の精神です。すなわち『聖徳太子の御徳を慕い、その十七条憲法に示された「和」を根本の精神として仰ぎ、仏教主義に基づく情操教育を行い、有為の人材を養成することです。』とある¹⁸⁾。また、「学園名」について、「建学の精神である「和」と同じ十七条憲法第一条に「睦」があります。本学園では「睦」を、『親しみ相和すこと、つつしみて和らぐこと』という意味でいただき、学園名としています。」とある¹⁹⁾。さらに「龍谷総合学園」の箇所に「『和』を大切にされた本学の創設者、河野巖想先生、河野センヨ先生、鶴崎規矩子先生は浄土真宗にゆか

りの深い方々でもあります。浄土真宗の宗祖親鸞聖人は、聖徳太子を和国の教主として讃え敬われました。本学の90年の歩みには、建学の精神である「和」が通底しており、さらに浄土真宗本願寺派の学園が集う龍谷総合学園にも加盟して親鸞聖人の教えも大切にしてきました。」とある。本学が、浄土真宗の教えに則りながら聖徳太子の「和」「睦」を大学の目標としているのがわかる。

この「和」「睦」の精神は地域のヘルスケアを担う人たちの協働を可能にする鍵語になる。専門職のプライドや壁を取り除いて互いの知識や技術、能力を地域の人々のヘルスケアに生かすためには互いに尊敬し合い、自からを謙遜にして患者・利用者へ仕える奉仕の精神が必要である。この奉仕の精神を「和」から学ぶことができる。

2) 総合的・統合的思考と鳥瞰的視点

兵庫大学の理念「和」「睦」の精神をヘルスケア・システム構築の資源として受け止めるとすると、二つこのことが大切になる。第一は、患者や利用者的人格、人権を尊び、立場、価値観を総合的、統合的に考えることである。第二は、ケアする人たちが、患者や利用者のために専門の壁を超えて、かつ専門性を生かして協働することである。各専門家は、異なる立場、価値観、理念を持つが、それが専門間の壁になることもある。しかし、各専門家が共生社会を作る上で多様なニーズへの感受性を高め、ケアの多様性を広げることができる。そこで異なる多職種の専門家が互いの立場、価値観、更に人格、能力を尊重し、かつ配慮することが必要である。本学が持つ「和」や「睦」の精神は患者・利用者へのケアの在り方や多職種の専門家が協働する時の精神的支柱となる筈である。

(2) 「三宝」仏法僧を生かす

1) 患者・利用者の究極的課題と解答

聖徳太子の精神には「和」を強調しながら、「十七条憲法」の二条で「三宝」を重視している。「三宝に帰りまっつらずば何をもってか枉れるを直さん」と言った太子の意図を考える必要がある。

都市),神戸龍谷高等学校(神戸市),真和中学校・高等学校(熊本市),同朋高等学校(名古屋市),仁愛女子高等学校(福井市),足利短期大学附属高等学校(足利市),四天王寺学園(大阪市,中高等学校),聖徳学園(東京都武蔵野市,中学校),岐阜聖徳学園(岐阜市),兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校(神戸市)等。聖徳太子の「和」の精神を学園訓や教育目標にしている。

- 5) 坂本太郎,聖徳太子,吉川弘文堂,1985,P.74.
- 6) 石井公成,聖徳太子:実像と伝説の間,春秋社,2016,P.140.
- 7) 藤堂明保・松本昭・竹田晃・加納喜光編,改訂新版 漢字源,学研,2002,P.748
- 8) 藤堂明保・松本昭・竹田晃・加納喜光編,改訂新版漢字源,学習研究社,2002.
- 9) 家永三郎,聖徳太子 原典日本仏教の思想I,家永三郎・藤枝晃・早鳥鏡正・築島裕編集,岩波書店,1991,P.479
- 10) 同上書,P.479
- 11) 中村元,前掲書,P.189
- 12) 坂本太郎,前掲書,P.83
- 13) 家永三郎,前掲書,P.477頁
- 14) 坂本太郎,前掲書,P.94
- 15) 家永三郎,聖徳太子—原典日本仏教の思想1,家永三郎・藤枝晃・早鳥鏡正・築島裕編集,岩波書店,1991,P.479
- 16) 宮下光令・平山英幸,緩和ケアチームの質の向上に関する取り組み—患者報告型アウトカムを用いた緩和ケアチーム介入の評価に関する多施設パイロットスタディ,ホスピス緩和ケア白書2022,木澤義之・志真泰夫・高宮有介・恒藤暁・宮下光令編,青海社,2022,P.14
- 17) WHO Technical Report Series No. 804, Cancer pain relief and palliative care, 1990 (世界保健機関(編):武田文和(訳):がんの痛みの解放とパリアティブ・ケア,金原出版,1993,P.5頁)
- 18) https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/kyoiku_houshin.html
- 19) 同上

**要旨：**

日本地域共生ヘルスケア学会の目的がホームページに明記されている。病人や高齢者が自分の住む地域で自分らしく生きることができるために、地域の資源や人材を掘り起こして、多職種の専門家が枠を超えて協働するシステムを構築することである。地域の持つ資源として、兵庫大学は高度の医療、看護、介護の知識、技術、経験を持っている。もう一つ、目に見えない資源として大学の精神的基盤になっている聖徳太子の精神がある。この二つは本学会の発展に寄与できる。本論文は、聖徳太子の「十七条憲法」の思想がどのような貢献ができるかを明らかにした。「十七条憲法」の中心には「和」(一条)と「三宝」(二条)がある。「和」は和解、協働のことである。その意味は異なる分野の専門家が互いを尊重しながら、ケアを受ける患者や高齢者のために知識、技術、経験を提供することである。「三宝」は仏法僧のことである。宗教的な内容である。「三宝」はスピリチュアルケアの実現に通じる思想である。スピリチュアルケアは患者や利用者の魂の痛みや必要に応えるケアである。本論文は兵庫大学が持つ聖徳太子の思想を学会の理念実現に生かす可能性を明らかにした。

Summary:

The purpose of the Japan Society for Health Care and Community Involvement is clearly stated on its website. It is to build a system in which professionals of multiple professions collaborate across boundaries by uncovering local resources and human resources to enable the sick and elderly to live as they wish in the community in which they live. As a local resource, the University of Hyogo has advanced medical, nursing, and caregiving knowledge, skills, and experience. Another invisible resource is the spirit of Prince Shotoku, which is the spiritual foundation of the University. These two can contribute to the development of the Society. This paper clarifies what contribution the ideas of Prince Shotoku's "Seventeen-Article Constitution" can make. At the heart of the "Seventeen-Article Constitution" are "harmony" (Article 1) and "three treasures" (Article 2). Harmony refers to reconciliation and cooperation. It means that professionals from different fields should respect each other and contribute their knowledge, skills, and experience for the benefit of patients and the elderly under their care. The "three treasures" are the Buddha, the Dharma, and the monks. It is religious in content. The three treasures is an idea that leads to the realization of spiritual care. Spiritual care is care that responds to the pain and needs of the soul of the patient or user. This paper reveals the potential of the University of Hyogo to apply the ideas of Prince Shotoku to the realization of the ideals of the academic society.



日本地域共生ヘルスケア学会 第1回 学術集会（報告）

メインテーマ：健康・医療・介護の未来エンドオブライフケアの向上をめざして

会期：令和4年3月12日（土曜日）

会場：兵庫大学（兵庫県加古川市平岡町新在家2301）

会長：田端和彦（兵庫大学 副学長）

〔大会プログラム〕

【午前の部】

総合司会：山本 純子（大手前大学 国際看護学部教授）

●会長講演：地域共生の意義について

会長：田端 和彦（兵庫大学 副学長）

座長：西村 直子（大手前大学 国際看護学部教授）

●演題発表（口演）：

座長：花岡澄代（加古川中央市民病院 副院長・看護部長）

1. COVI-19 感染症患者と関わる看護師の心理社会的要因とメンタルヘルスの関連

大植 崇（兵庫大学 看護学部看護学科）

2. 看護学生を対象とした脳波に及ぼすマインドフルネスの経時的影響

藤後 栄一（兵庫大学 看護学部看護学科）

3. 地域高齢者を対象とした健康教室に関する国内文献の検討

高見 千恵（兵庫大学 看護学部看護学科）

【午後の部】

総合司会：西村 直子（大手前大学 国際看護学部教授）

●特別講演：最後まで豊かな人生を過ごせる地域ケア—在宅緩和とケア看取り—

西村 正二（医療法人社団 西村医院院長）

座長：田端 和彦（兵庫大学 副学長）

●シンポジウム：

〔シンポジウム 1.〕

テーマ：地域共生としてのスピリチュアルケア

～それぞれの立場から考えるスピリチュアルケアと多職種連携～

座長：窪寺 俊之（兵庫大学大学院看護学研究科）

大植 由佳（兵庫大学大学院看護学研究科）

シンポジウム1-1. 多職種協働に参画する宗教者の可能性 大河内大博（浄土宗願生寺住職）

1-2. 看護管理者の立場から

小幡 紀子（高砂市民病院副院長兼看護部局長）

1-3. 医師の立場から

若原 鉄平（高砂市民病院 緩和ケア病棟内科部長）

〔シンポジウム 2.〕

テーマ：アジア諸国のグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア

座長：大植 崇（兵庫大学大学院看護学研究科）

阿曾沼克弘（介護老人保健施設ニューライフガラシア）

シンポジウム2-1. 高齢者のエンドオブライフケアの課題

小笠原知枝（兵庫大学大学院看護学研究科）

2-2. タイにおける高齢者のエンドオブライフ・ケア

スパトラ・ブアティー（マハサラカム大学看護学部）

2-3. マレーシアにおけるエンドオブライフケア

ハミダ・ハサン

2-4. アジア諸国のグローバルエイジングから考えるエンドオブライフ・ケア—インド

ヘブシバ・S・シャルミ



●シンポジウム報告

シンポジウム1.

テーマ：地域共生としてのスピリチュアルケア

～それぞれの立場から考えるスピリチュアルケアと多職種連携～

座長：窪寺 俊之

(兵庫大学大学院看護学研究科)

大植 由佳

(兵庫大学大学院看護学研究科)

シンポジスト：

大河内大博(浄土宗願生寺住職)

小幡 紀子

(高砂市民病院副院長兼看護部局長)

若原 鉄平

(高砂市民病院 緩和ケア病棟内科部長)

報告書：大植 由佳

(兵庫大学大学院看護学研究科)

【シンポジウム全体概要】

“いのち”に向き合う方々は、身体的、心理的、社会的な痛みだけでなく、スピリチュアルな痛みを伴っている。その痛みを少しでも和らげ、その人として満足感を持ち尊厳ある人生を送れるよう、また、人々のQOLを高めるため、様々な専門家がスピリチュアルケアを実践し研究されている。また、多職種協働や地域住民の参加、行政との協力も求められている。

さまざまな場や専門家がスピリチュアルケアを実践する中で、研究や実践の領域、職種(保健、医療、福祉など)の枠を超えた、多角的かつ横断的な取り組みが必要とされている。その枠を超えた多角的かつ横断的取り組みによる新たな知の創造をめざす本学会の趣旨に基づき、今回は、地域共生として多角的に「スピリチュアルケア」を考えるということをテーマにシンポジウムを企画した。それぞれの専門的立場から、スピリチュアルケアとその連携について議論し示唆を得ることを目的とする。

【シンポジウムI-1 概要】

多職種協働に参画する宗教者の可能性

大河内 大博(浄土宗願生寺住職)

地域共生社会にむけた地域包括ケアシステム構築が進むなか、多様な人々が地域で暮らし、老病死とともに生き抜くためには、一人ひとりのスピリチュアリティへの配慮が不可欠となる。

2010年代以降、宗教者も含めたスピリチュアルケアの専門職養成(スピリチュアルケア師、臨床仏教師、臨床宗教師など)が興隆し、有資格者が増加した一方、その役割認識と活躍の場は十分とは言えない課題に直面している。スピリチュアルケア専門職の働きが、特に地域共生社会づくりにおいて欠かせない在宅医療・看護・福祉の領域において展開しない主なボトルネックは2つあると考えられる。一つ目は、そもそもわが国にはカウンセリング文化が欧米に比べて醸成されていないという点にある。こころの悩み、解決しえない苦悩について第三者に聴いてもらいたい、というニーズが当事者より想起しづらい文化にある。加えて、スピリチュアルという表現への共通認識も十分ではない。二つ目に、医療・看護・福祉従事者は、利用者のスピリチュアルな痛みに気づき、対応する専門職との連携があればと望む場面を経験しているながら、スピリチュアルケア専門職を雇用するシステムがわが国には構築されていない。もし、雇用するとなると、保険適用外となるため、経営を圧迫するか、利用者の自己負担となるため、現実的ではない。

以上のように、スピリチュアルケアの必要性は認識され、且つスピリチュアルケア専門職養成も展開しているにもかかわらず、当事者につなぐことがデザインできていない課題が浮かび上がる。

そこで、本発表では、発表者が2020年5月に、寺院と訪問看護が協働する「訪問看護ステーショ



ンさっとさんが願生寺」を立ち上げ、同時期に、在宅へスピリチュアルケア専門職を派遣する「一般社団法人スピリチュアル在宅臨床センター」を創設した事例を紹介する。コロナの影響で、センターの取り組みが予定どおり進んでいないが、センター構想と事例紹介を通して、これからの地域共生社会における多職種連携に参画しうる宗教者の可能性、また、スピリチュアルケアの標準化に向けた取り組みについて検討した。

【シンポジウム I-2 概要】

看護の立場から

小幡 紀子(高砂市民病院副院長兼看護部局長)

看護管理者としてスピリチュアルケアを考えたときに課題となるのが、スピリチュアルケアを実践できる人材育成である。医療が病院完結型から地域完結型へと向かう中、エンド・オブ・ライフを支える多様な施設ができ、在宅利用できる多様なサービスも整って来ているが病院や施設での看取りはまだ多い。そしてコロナ禍で、尊厳を大切にしたいその人らしい終末期を看護師として支援することが難しい現状もある。全人的なケアが求められる中で、悲嘆を抱えた患者や家族はスピリチュアルな痛みも抱えている。そのような人々に、心を寄せて、寄り添い、ありのままに受け入れて支援することがスピリチュアルケアに繋がると考える。

しかし、一般病棟ではどうしても疾患中心の問題解決型看護となってしまふ。緩和ケア病棟と一般病棟では求められるものが違うが、看護の本質は同じである。十分な心のケアが大切であることは看護師として全員が認識していると思うが、具体的なスピリチュアルケアを実践できる看護師はまだ少ない。

緩和ケア病棟スタッフは病棟理念である「患者さんやご家族が家庭的な環境の中でその人らしく生きることを尊重し、大切な日々を支え、優しさを持ったケアを提供します」を基軸にスピリチュアルケアを意識した看護を心掛けている。部署カンファレンスで「スピリチュアル」がテーマになるのは緩和ケア病棟だけである。

これからは多死社会、超高齢社会となり一般病棟でもスピリチュアルケアは必須と考える。緩和

ケア病棟スタッフが中心となり、スピリチュアルケアを院内で検討できるようにしたい。

【シンポジウム I-3 概要】

医師の立場から

若原 鉄平(高砂市民病院 緩和ケア病棟内科部長)

スピリチュアルペインは、終末期がん患者の約半数が有しており、実際に表出していないものを含めるとさらに多くの患者が経験する苦痛である。スピリチュアルケアは緩和ケア病棟に従事する医療者にとって重要なケアであるが最も難渋する課題の一つである。スピリチュアルペインは通常の医療やケアでは和らげることはできないのだろうかなど苦しむ患者を前に自らの無力を感じることは非常に多い。このシンポジウムではこれまでの緩和ケア病棟での経験でスピリチュアルケアにつながったいくつかの事例をもとにその実践について考察し、我々医療者はどのようにあることが良かったのかを考えたい。

【全体のディスカッション】

宗教家の立場より大河内先生、看護管理者の立場から小幡先生、緩和ケア医師の立場から若原先生、それぞれ3名の発表者に15分程度発表をしていただき、スピリチュアルケアの実際や連携についての内容について確認することができた。また、今回のように、様々な立場の職種などが参集しスピリチュアルケアについて考える機会が今後必要となってくる。そのことで、スピリチュアルペインを持っていらっしゃる方々へのケアが、さまざまな形で可能となることが示唆された。



●シンポジウム報告

シンポジウム 2.

テーマ：アジア諸国のグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア

座長：大植 崇

(兵庫大学大学院看護学研究科)

阿曾沼克弘

(介護老人保健施設ニューライフガラシア)

シンポジスト：

小笠原知枝

(兵庫大学大学院看護学研究科)

Hamidah Hassan

(Department of Nursing, Faculty of
Medicine and Health Sciences, Universiti
Tunku Abdul Rahman (UTAR))

Hepsibah S Sharmi

(Chettinad College of Nursing, CARE)

Supatra Buatee

(Faculty of Nursing, Mahasarakham
University)

報告書：大植 崇

(兵庫大学大学院看護学研究科)

令和2年の日本の死亡数は137万2648人であり、75歳以上の高齢者の死亡数は、昭和50年代後半から増加しており、平成24年からは全死亡数の7割を超えている(厚生労働省, 2020)。今後、高齢者が増加することを考えると「日本の多死社会化」の到来が懸念される。それらのことを踏まえ、我が国では、団塊世代が後期高齢者となる2025年をめどに、地域包括ケア体制の構築に取り組み始めた。また、厚生労働省が中心となり「人生会議」、いわゆる、アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning)の充実が提言されるようになった。わが国は少子高齢化の加速的進展と多様化する社会状況において多死社会を迎えようとしており、エンドオブライフケアの確立は重要課題である。

しかしながら、高齢化が進行しているのは、日本だけでない。世界でもグローバル・エイジングが進んでおり、高齢化は地球規模の喫緊課題であ

る。特に、アジア地域には世界人口の60.7%が住んでおり、今後、アジア諸国のグローバル・エイジングが、世界的な問題となり得る可能性が考えられる。さらに、グローバル・エイジングに伴い、「世界の多死社会化」の問題も考えられる課題である。つまり、エンドオブライフケアは、世界中で実践されるべきケアであると言えよう。

世界における高齢化社会における諸課題に挑戦するには、世界の国々の経験をまず共有することが重要である。また、医療、介護、社会保障から、家族のあり方や死生観まで多岐にわたる社会、文化的背景の尊重が必須であり、包括的な取り組みが求められる。

加えて、グローバル化に伴い、急増する人の国際移動が盛んになり、他国で終末期を迎える人も増加していくことが予想される。

以上のことを踏まえて、今回は、アジア諸国のうち、日本、タイ、マレーシア、インドから看護学者を招聘し、それぞれの国での高齢化の問題とエンドオブライフケアについて話題提供していただき、アジア諸国での「世界の多死社会化」に対応するための示唆をえるため本シンポジウムを企画した。

まず、はじめに、兵庫大学大学院看護学研究科教授 小笠原 知枝氏より、「日本における高齢者のエンドオブライフケアの課題」と題した、問題提起をいただいた。内容としては、わが国における、高齢者のエンドオブライフケア(以下EOLC)に対処すべき喫緊の課題を提起し、だれが、どこで、何を担うのかについての議論を喚起された。その中で、1) 医療機関から在宅ケアへと変換しようとしているが、地域包括ケアシステム、新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)などの施策は十分に機能せず、在宅ケアは一向に進んでいないこと、2) 最期を迎える場合は、多くの老人が希望した在宅での看取りではなく、医療施設で実施されていること、3) 在宅ケアの現場の人材不足に



関し、具体的なEOLCを担うスペシャリストの養成が急務であること、4) 高齢者のエンドオブライフにおいて、最期までその人らしく生ききるためには、病苦からの解放、生活行動の維持、一人一人の価値観の重視、セルフケア遂行の自覚などが重要であることを提言された。

次にDr. Hamidah Hassan (Faculty of Medicine and Health Sciences Universiti Tunku Abdul Rahman (UTAR)) から「マレーシアにおけるグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア」として、マレーシアのエンドオブライフケアに関する諸問題について話題提供された。まず、マレーシアの高齢化が進み、マレーシアの死因の70%以上がNCDs(非感染性疾患)であることを報告した。マレーシアは、老いの不安を持っている人が、29カ国の中で4番目に多く、マレーシアで取り組んでいる、全国緩和ケア政策と戦略計画2019-2030について説明された。

続いて、Dr. Hepsibah S Sharmi (Chettinad College of Nursing, CARE) から「インドにおけるグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア」として、インドで展開されているエンドオブライフケアについて話題提供された。まず、ケララモデルについて説明された。これは、ケララ州は、緩和ケアへのコミュニティ参加を伴う統合医療サービス提供モデルである。診断に関係なく、不治の病、寝たきり、そして死にゆく患者の問題に取り組んでいるが、慢性疾患の地域精神医学や社会的リハビリテーションの分野にも拡大している。また心理社会的介入においては、インドならではの宗教的な問題もある。インドでは、ヒンズー教、イスラム教、仏教、キリスト教、ジャイナ教など様々な宗教があり、それぞれの宗教的背景で、エンドオブライフケアの特徴があり、それらを考慮したエンドオブライフケアの展開が重要であることを強調された。

最後にDr Supatra Buatee, PhD, RN (Faculty of Nursing, Mahasarakham University) から「タイにおけるグローバル・エイジングから考えるエンドオブライフケア」として、タイでの高齢化に関する問題について触れ、タイの高齢者に対するエンドオブライフの医療制度に関する話題提供がされた。タイのエンドオブライフの医療制度は、レベル(一次、二次、三次)を統合化したものになっている。ケアの中心は、健康維持のためのケアを

提供して、患者が最善の安心を得られるようにすることにある。この目的のために施策が作られている。第一は専門家、ボランティア、高齢者、その家族が協力する。第二は、すべてのケア提供者をサポートするための相談窓口を用意していることである。第三は、全てのレベルのエンドオブケアに携わる人への教育の提供があることである。第四は、患者らのペイン(苦痛)や不快感に対応する訓練が提供されていることである。最後は、どのレベルの支援にも必要な医療の準備がととのえられていて手近にケアの手段を得られるようになっている。また遺族ケアも提供されていることについても触れられた。

以上のことを踏まえ、座長の阿曾沼克弘氏(介護老人保健施設ニューライフガラシア)のファシリテートによりディスカッションされた。ディスカッションでは、エンドオブライフという言葉の示す期間、状況の捉え方について、各国の考え方の違いを交えながら意見交換を行った。様々な議論があり、本シンポジウムを終了した。参加者から、様々な国のエンドオブライフケアについて触れる機会となったという意見があり、今後も継続して、アジア諸国のエンドオブライフケアについて考えていきたいと考える。

<編集後記>

令和3年5月30日に日本地域共生ヘルスケア学会設立してから今日に至るまで社会では様々な出来事がありました。この度、日本地域共生ヘルスケア学会創刊号をまとめることができました。わが国は超高齢社会となり、すでに10数年経過しています。高齢者のQOLとは、地域共生社会での生活とはという課題についての研究で世界をリードすることが求められているのではないのでしょうか。これまで、第1回学術集会で「健康・医療・介護の未来、エンドオブライフケアの向上を目指して」、第2回学術集会で「認知症の人の意向を尊重した医療・ケアの提供とACP・スピリチュアルケアの実践をめざして」というテーマで様々な場所で活躍されている方々の取組を発信していただきました。誰もが自分の人生は豊かで意味のあるものであったと思える社会の実現に向けて活動を続けていきたいと思っています。今後様々な場所でご活躍されている皆様からの投稿をお待ちしております。

最後になりましたが、創刊号の発刊にあたりましてご尽力くださいました皆様に厚くお礼を申し上げます。

(西村直子)

◆編集委員長：森田恵子

◆編集委員：森田恵子、西村直子、小倉毅

◆査読協力者：伊藤秀樹、小林茂、高見千恵、長尾光城、三徳和子、山本純子



ロゴマークに込めた想い

満田知美（兵庫大学 生涯福祉学部 こども福祉学科）

平面空間の中には様々な形がある。

特に正方形・半円形・三角形は重要要素を全て具備しており、発展・展開・安定を意味する。

今回は半円形を組み合わせたお花をモチーフとし、不完全さを象徴すると同時に更なる展開の余地を残しているイメージで作成した。

半円は動きを表現する事ができる地・水・火・風・空の五種の存在要素のうちで、水に映る鏡像を表現した。

配色は、白（安定と静寂）、ピンク（愛情と受容）、緑（成長、安らぎ）を意味する。